

タイトル

営業時間短縮要請にかかる協力金関連予算を追加しました

長崎県が実施する営業時間短縮要請にかかる協力金を追加した総額7,554万7千円の補正予算を、8月6日付け専決処分しました。

補正予算の内容は、次のとおりです。

■営業時間時短要請協力金

要請期間：令和3年8月10日（火）～23日（月）

要請内容：飲食店等の営業時間を午後8時までに短縮
（酒類の提供は午後7時まで）

※「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」の
認証店は、営業時間を午後9時までに短縮
（酒類の提供は午後8時まで）

協力金：要請期間中のすべての日において、時短要請に
協力した店舗を対象に支給

支給額：25,000円～75,000円

詳細は、令和3年度南島原市補正予算（第5号）の概要をご覧ください。

担当部署	総務部 財政課	担当者	米田 伸也
直通	0957-73-6625	E mail	zaisei@city.minamishimabara.lg.jp
詳しくは 		検索ワード	
担当者 連絡先			

◎令和3年度南島原市一般会計補正予算(第5号)の概要

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、長崎県が令和3年8月6日付け県下全域に特別警戒警報を発令し、飲食店等に対し8月10日(火)から8月23日(月)までの間、営業時間の短縮要請を実施したことに伴う新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮要請協力金事業に関する必要な経費を計上いたしました。

①新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮要請協力金の支給に要する経費

7,554万7千円

その結果、令和3年度第5号補正予算の総額は、

一般会計 7,554万7千円

で、これを現計予算と合算すると、

一般会計 303億9,100万9千円

となります。

新型コロナウイルス感染症対策関連経費

一般会計

単位：千円

区分	件数	予算額	国費	県費	地方債	その他	一般財源
時短協力金	1	75,547	3,503	72,044			0
合計	1	75,547	3,503	72,044	0	0	0

◆事業継続支援に要する経費

75,547千円

新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金 75,250千円

事務費 297千円

長崎県が県下全域に特別警戒警報を発令したことに伴い、飲食店などへ営業時間の短縮を要請するため、要請に応じた飲食店等へ協力金を支給する。

〈対象施設〉

食品衛生法の営業許可を受けている飲食店及び遊興施設で、以下の要件を満たすもの

- (要件)・要請期間のすべての期間において時短を実施
- ・営業時間短縮要請日以前から対象店舗を運営
- ・通常から20時を超えて営業

〈要請期間〉

8月10日(火)～8月23日(月) 14日間

〈支給額〉

中小企業：売上高に応じて1日2.5万円～7.5万円

大企業：売上高減少率額に応じて1日最大20万円

(中小企業も選択可能)